

各 都道府県
市 町 村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

令和 8 年熊本地震による災害に係る
介護報酬等の請求等の取扱いについて（7 月サービス提供分）（その 2）

令和 8 年熊本地震による災害に関する介護報酬等（介護予防・日常生活支援総合事業の第 1 号事業支給費を含む。以下同じ。）の請求等の事務（令和 8 年 7 月サービス提供分）について、下記のとおりとしますので、貴管内市町村、サービス事業者等への周知徹底を図るよう、よろしくお願いします。

（「令和 8 年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（7 月サービス提供分）」（令和 8 年 7 月 30 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）から、下線部を更新）

記

1 概算請求を行う場合の取扱いについて

- （1） 令和 8 年熊本地震による災害によりサービス提供記録等を滅失若しくは棄損した場合又は令和 8 年熊本地震による災害発生直後における介護サービス提供内容について十分に把握することが困難である場合の対応として、令和 8 年 7 月サービス提供分について概算による請求ができることとします。
- （2） 令和 8 年 7 月サービス提供分について、概算による請求を選択する介護サービス事業所等は、やむを得ない事情がある場合を除き、令和 8 年 8 月 14 日までに、別紙の様式により、概算による請求を選択する旨、事業所所在の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に届け出ることとします。
- （3） 届出を受けた国保連は、原則として令和 8 年 4 月サービス提供分から令和 8 年 6 月サービス提供分までの介護報酬支払実績を用いて、下記①及び②により令和 8 年 7 月サービス提供分としての介護報酬等の額を算出し、その合計を介護サービス事業所等に支払います。ただし、当該介護サービス事業所等について特別の事情がある場合には、概算請求の算出に用いるサービス提供年月について別途介護サービス事業所等と調整をすることとします。

<概算請求で支払われる介護報酬等の算出方法>

①令和8年7月27日以前の介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和8年4月から6月までの
介護報酬等支払額}}{91 (\text{※})} \times 27$$

②令和8年7月28日以降の介護サービス提供分

$$\frac{\text{令和8年4月から6月までの
介護報酬等支払額}}{91 (\text{※})} \times 4 \times 1.052$$

※ 令和8年4月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から令和8年6月30日までの合計日数。その場合、別紙にその旨の記載をすることとします。

- (4) 上記に該当する介護サービス事業所等であって、災害救助法適用地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出することとします。
- (5) この方法の対象となる請求の範囲については、公費負担医療に係るものについても含まれることとします。また、居宅介護支援事業所が給付管理票を滅失等した場合の居宅介護支援費の請求も含まれることとします。
- (6) 介護報酬と第1号事業支給費は、分けて概算額が示されるものとします。
- (7) この方法による請求を選択した介護サービス事業所等については、この方法による概算額をもって令和8年7月サービス提供分の介護報酬等支払額を確定するものとします。
- (8) 概算請求が行われた介護報酬等に関する市町村等の支払については、介護サービス事業所ごとに、令和8年4月から令和8年6月までの各市町村等の当該介護サービス事業所に対する介護報酬等支払実績に基づき各国保連において按分することとします。

2 その他の通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 令和8年7月サービス提供分（令和8年8月提出分）に係る請求明細書の提出期限については、各審査支払機関に相談することとします。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとするものとします。

(2) 居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段について

① 介護サービス事業所（介護予防・日常生活支援総合事業の事業所にあつては、給付管理の対象となるサービスを行う事業所に限る。②及び③において同じ。）においては、居宅介護支援事業所等に対し、可能な限り、介護報酬等の請求に対応する給付管理票の提出有無について確認を行うこととします。

② 介護サービス事業所においては、上記①において給付管理票の提出の有無が確認できない被保険者の請求については、請求明細書欄外上部に赤色で給①と記載し、紙にて請求することとします。

③ 居宅介護支援事業所等においては、令和8年7月分の請求について、給付管理票の提出を行うことができない場合、可能な限り介護サービス事業所へ提出できない旨の連絡を行うこととします。

(3) 利用料が猶予・免除された者に係る請求手続について

① 「令和8年熊本地震で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「令和8年熊本地震による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて」（令和8年8月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡等）により、利用料の猶予・免除がされた者（以下「利用料免除等対象者」という。）に係る介護報酬等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の保険分または事業分の給付率に100と、利用者負担額に0と記載して請求することとします。

また、福祉避難所として開設された介護保険施設等における食費・居住費については、「災害時における介護保険サービスの利用と災害救助法による支援との関係について」（令和7年12月24日付内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）付ほか連名事務連絡）記の3において、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項に基づく支援が可能であることをお示ししています。

一方で、平時からの入居者等は通常通り自己負担となるため、その均衡を考慮し、当該支援は一定期間にとどめることが想定されます。

② 利用者負担額を0とした場合は、保険優先の公費負担医療（特定疾患治療研究事業【法別番号51】などの「公費併用請求明細書」となるもの。）の対象になりません。この場合には、従来、公費併用請求明細書として請求する者のものであっても、請求明細書は介護保険単独として取り扱い、公費負担者番号及び公費受給者番号は記載を要しません。

(4) 被保険者証等を介護サービス事業所等に提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について

① 介護サービス事業所等においては、利用者の同意のうえ、過去に利用したことのあ
る介護サービス事業所等に問い合わせることにより、また、窓口で確認した事項等によ
り、可能な限り被保険者番号等の確認を行うこととします。

② 上記①において、被保険者番号等の請求明細書に記載する項目についての確認がで
きない被保険者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求
明細書欄外上部に被保険者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成することと
します。

なお、居宅介護支援事業所等における給付管理票の提出及びサービス計画費の請求
についても同取扱いとします。

③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用料減免等対象者に係る分については、
請求明細書の欄外上部に赤色で「災 1」と記載することとします。

なお、その他の取扱いは2（3）に準ずるものとします。

④ 上記②③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請
求書を作成し、国保連へ提出することとします。

⑤ ④による請求を行った介護サービス事業所等については、請求額を確認の上、請求
金額を確定するものとします。

（注）担当するケアマネジャーが変更になった場合、要介護者等から保険者にその旨の届
出を行うことが必要ですが、被災に伴い、保険者と連絡がつかない等の理由により
届出ができない場合については、紙の請求明細書で請求を行うこととなります。

(別紙)

令和 8 年熊本地震による災害に係る概算による介護報酬請求に関する届出書
(令和 8 年 7 月介護サービス提供分)

事業所番号	
令和 8 年熊本地震による災害に係る概算による介護報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。 令和 年 月 日 請求事業所等の 所在地 及び 名称 : 開設者名・事業者名 : 審査支払機関 殿	
【請求内容】 サービス提供記録等が滅失又は棄損等したため、7 月 1 日から 7 月 31 日までのサービス提供分について概算により請求を行う。	